



■ 政府ガイドラインの目標数値を達成

政府は増加する医療費を抑制するために特許期限の切れた新薬（後発医薬品/ジェネリック医薬品）の使用を医療機関に促しております。後発医薬品は先発医薬品と治療学的同等であるものとして製造販売が承認され、一般的に研究開発に要する費用が低く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が安くなっています。政府は2013年4月に「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を策定し、2017年度の中頃に70%、2018年度から2020年度末までの早い時期に80%以上とする目標を設定しております。

（※1）

2014年度から当院での後発医薬品の使用率は増加しており 2016年度には上記のロードマップが定める80%を超える事が出来ました。

※1 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進について 厚生労働省
(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kouhatu-iyaku/)